主　　題	一般社団法人長崎県建設業協会対馬支部及び壱岐支部と合同で建設現場をパトロールしました		
実施日	平成２５年８月19日、23日	**開催場所**	対馬市内７箇所、壱岐市内６箇所の建設工事現場
参加人員	協会対馬支部（２名） 協会壱岐支部（３名） 対馬労働基準監督署（2名）	**主　　催**	（一社）長崎県建設業協会　対馬・壱岐両支部及び対馬労働基準監督署

パトロール開催の目的（趣旨）

西日本を中心とした７月以降の猛暑の中、全国的に熱中症による死亡災害が多発し、長崎県内でも死亡災害が発生したことから、管内の建設工事現場における熱中症予防対策の徹底を図ることを主たる目的として、災害防止団体と合同でパトロールを実施しました。

パトロールの概要

1． 8月19日、建設業協会対馬支部（2名）とともに、対馬市内の建設工事現場（７現場　地域防災対策総合治山工事ほか）について合同パトロールを実施しました。

各現場とも、熱中症予防についての関心は高く、予防対策（水分・塩分の補給、適度な休憩あるいは休憩設備等）は確実に実施されており、中には,ミストシャワーの設置も検討している現場もありました。

（休憩場所にスポーツドリンクを準備）

また、一部に墜落防止措置が不十分な現場も認められたため、あらためて墜落防止措置の徹底について指導するとともに、その他、法面掘削時の注意事項、過積載の禁止や車両系建設機械の資格等について説明・指導し、安衛法改正に伴うつかみ機

（掘削作業時の注意事項を指導）

（資格の確認等）

等に係る特例講習受講についても勧奨しました。

2．8 月 23 日、建設業協会壱岐支部（3 名）とともに、壱岐市内の建設工事現場（6 現場　主要地方道道路改良工事ほか）について合同パトロールを実施しました。

壱岐市内の現場においても、熱中症予防についての関心は高く、予防対策（前述のとおり）は確実に実施されており、中には、作業箇所の遮光を行っている現場もありました。

（作業箇所に遮光）

また、現場の安全衛生管理体制等、車両系建設機械等の資格あるいは墜落防止措置については特に問題は認められませんでしたが、粉じん障害防止対策等に不十分な点が認められた（アーク溶接作業時の防じんマスクや重量物の設置作業時の安全靴未着用等）ため、同対策の徹底について指導しました。

（現場の安全衛生管理体制等を確認）

（重量物設置作業を確認）

対馬労働基準監督署におきましては、今後とも災防団体と連携し、建設業における労働災害の撲滅に一層努めてまいります。

各現場におかれましても、まだまだ暑い日が続きますので熱中症予防対策には万全を期していただき、全国労働衛生週間の準備期間（9 月）における各種取り組みについても積極的な実施をお願いいたします。